

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数（株） （平成17年3月31日）	提出日 現在発行数（株） （平成17年6月24日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	4,240,880.38	4,240,880.38	東京証券取引所 （市場第一部）	—
計	4,240,880.38	4,240,880.38	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成17年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,501(注)1	10,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,501	10,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 368,596 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368,596 資本組入額 184,298	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社または当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役または従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第18期定時株主総会決議及び平成14年8月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

②平成15年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,800(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 598,400 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年10月1日 至平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598,400 資本組入額 299,200	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役または従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第19期定時株主総会決議及び平成15年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

③平成16年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	905(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	905	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 655,653 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 655,653 資本組入額 327,827	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、第20期定時株主総会決議及び平成16年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成16年6月24日の定時株主総会において、新株予約権の行使条件を一部変更し、記載のとおりとなっております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成12年9月30日 (注) 1	123,448	2,397,890	60,001	132,636	60,001	147,922
平成12年10月1日 (注) 2	1,345,260.60	3,743,150.60	6,726	139,363	115,780	263,702
平成13年3月31日 (注) 3	497,729.78	4,240,880.38	2,488	141,851	40,393	304,096
平成13年9月26日 (注) 4	—	4,240,880.38	—	141,851	93	304,189

(注) 1 トヨタ自動車株式会社に対する有償第三者割当

発行数 123,448株

発行価額 972,100円

資本組入額 486,050円

2 KDD株式会社及び日本移動通信株式会社との合併

合併比率

当社：KDD株式会社

9.21：1

当社：日本移動通信株式会社

29：1

3 株式会社エーユーとの株式交換

株式交換比率

当社：株式会社エーユー

1.000：2.015

4 株式会社ケイディディ販売東京中央、株式会社ケイディディ販売西東京、株式会社ケイディディ販売南東京及び株式会社ケイディディ販売大阪の吸収合併

(4) 【所有者別状況】

平成17年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	245	46	1,098	555	49	100,741	102,734	—
所有株式数(株)	—	1,136,798	31,487	1,508,137	1,222,409	183	331,934	4,230,948	9,932.38
所有株式数の割合 (%)	—	26.87	0.74	35.64	28.90	0.00	7.85	100.00	—

(注) 1 自己株式63,218.17株は、「個人その他」に63,218株、「端株の状況」に0.17株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は63,216.17株であります。

2 上記「その他の法人」及び「端株の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ325株及び0.08株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成17年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	572,675.87	13.50
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	497,425.23	11.72
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	283,605.00	6.68
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	252,936.00	5.96
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	138,003.00	3.25
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	85,839.00	2.02
郵政共済組合	東京都千代田区霞が関2丁目1-2	72,641.45	1.71
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエル オムニバスアカウント (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	56,458.00	1.33
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	56,340.55	1.32
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	51,741.00	1.22
計	—	2,067,665.10	48.75

(注) 上記のほか、自己株式が63,216.17株あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株) 普通株式 63,216	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,167,732	4,167,732	—
端株	普通株式 9,932.38	—	—
発行済株式総数	4,240,880.38	—	—
総株主の議決権	—	4,167,732	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が325株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数325個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) KDDI株式会社 (注)	東京都新宿区西新宿 二丁目3番2号	63,216	—	63,216	1.49
計	—	63,216	—	63,216	1.49

(注) 株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に所有していない株式が2株 (議決権2個) あります。
なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、商法第280条ノ20及び21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成14年6月25日定時株主総会決議)

商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、理事及び監査役並びに従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成14年6月25日の第18期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役員、理事、監査役並びに従業員の合計890名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成15年6月24日定時株主総会決議)

商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年6月24日の第19期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役員及び従業員の合計102名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社及び当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の第20期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社及び当社の子会社・関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月24日の第21期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社の子会社・関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	600株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成17年10月3日 至 平成18年9月29日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2 1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値に1.1を乗じた金額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ【定時株主総会決議による買受けの状況】

該当事項はありません

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

平成17年6月24日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成16年10月28日決議)	45,000 (上限)	29,000,000,000 (上限)
前決議期間における取得自己株式	44,691	24,180,593,000
残存決議株式数及び価額の総額	309	4,819,407,000
未行使割合(%)	0.6	16.6

ニ【取得自己株式の処理状況】

平成17年6月24日現在

区分	処分、消却又は移転株式数 (株)	処分価額の総額(円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転	107.04	53,346,461

ホ【自己株式の保有状況】

平成17年6月24日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	60,921.96

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成17年6月24日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	—	—	—

(注) 平成16年6月24日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。」旨を定款に定めております。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

当期の利益配当につきましては、携帯電話事業の好調により業績が順調に推移し、効率的な設備投資や経費削減などを積極的に推進した結果、有利子負債の削減も予定どおり進捗し、財務体質が向上してきたことに伴い、1株につき1,100円増配し3,500円といたしました。既に1株当たり3,400円（うち記念配当1,000円）の中間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり6,900円となりました。

また、内部留保資金につきましては、将来の設備投資、新たなサービスの開発、新規事業に向けた投資等に備えるものであり、これは将来の利益に貢献し、株主の皆様への利益還元に寄与していくものと考えております。

なお、第21期中間配当に関する取締役会決議日は、平成16年10月28日であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
最高（千円）	1,410	645	492	675	672
最低（千円）	380	203	296	339	496

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成16年10月	11月	12月	平成17年1月	2月	3月
最高（千円）	558	521	556	578	553	545
最低（千円）	510	496	501	526	520	523

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 副会長		天 野 定 功	昭和19年6月19日生	平成8年7月 郵政省 大臣官房長 平成10年6月 同省 電気通信局長 平成13年1月 総務省 総務審議官 平成14年2月 財団法人データ通信協会 顧問 平成14年4月 財団法人簡易保険福祉事業団 理事長 平成14年8月 財団法人ポータルサービスセン ター 理事長 平成15年4月 財団法人国際通信経済研究所 理事長 平成16年1月 株式会社大和総研 顧問 平成16年7月 当社特別顧問 平成17年6月 当社代表取締役副会長（現在に 至る）	—
代表取締役 社長兼会長		小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和59年2月 日本電信電話公社（現日本電信 電話株式会社）マイクロ無線部 調査役 昭和59年11月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長兼会長（現 在に至る）	392.10
代表取締役 執行役員 副社長	子会社担当 総務本部担当	山 本 正 博	昭和17年1月4日生	平成7年6月 京セラ株式会社代表取締役専務 平成9年6月 当社取締役 京セラ株式会社代表取締役副社 長 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成13年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 平成17年6月 当社子会社担当（現在に至る） 当社総務本部担当（現在に至 る）	21.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員 副社長	全社営業担当 マーケティング 本部担当	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	昭和63年5月 京セラ株式会社ソーラーエネ ルギー事業部太陽電池営業統括責 任者兼多結晶研究統括責任者 平成元年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 当社au事業本部長 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成17年4月 当社全社営業担当（現在に至 る） 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 当社マーケティング本部担当 （現在に至る）	16.00
代表取締役 執行役員 副社長	全社技術担当 技術統轄本部 長	伊藤 泰彦	昭和20年12月21日生	平成10年6月 国際電信電話株式会社取締役 平成11年6月 同社執行役員 平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成16年4月 当社技術統轄本部長（現在に至 る） 平成17年4月 当社全社技術担当（現在に至 る） 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る）	14.34
代表取締役 執行役員 副社長	経営管理本部 担当 渉外・広報 本部長	長尾 哲	昭和21年10月29日生	平成8年3月 トヨタ自動車株式会社ITS企画 部長 平成13年1月 当社経営戦略企画部長 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成16年4月 当社渉外・広報本部長（現在に 至る） 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 当社経営管理本部担当（現在に 至る）	18.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 常務	ブロードバン ド・コンシュ ーマ事業本部 長 メタルプラス 事業推進本部 長	祢 津 信 夫	昭和20年2月3日生	平成8年6月 国際電信電話株式会社取締役 平成11年6月 同社執行役員 平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員常務 当社ブロードバンド・コンシュ ーマ事業本部長（現在に至る） 平成15年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） 平成17年1月 当社メタルプラス事業推進本部 長（現在に至る）	17.51
取締役 執行役員 常務	au事業本部長	両 角 寛 文	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 パイオニア株式会社入社 昭和62年11月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 当社経営管理本部長 平成15年4月 当社執行役員常務 平成15年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） 平成16年4月 当社モバイルソリューション事 業本部長 平成17年4月 当社au事業本部長（現在に至 る）	28.00
取締役		牛 尾 治 朗	昭和6年2月12日生	昭和54年4月 ウシオ電機株式会社代表取締役 会長（現在に至る） 昭和59年6月 当社設立、取締役 平成12年4月 当社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役（現在に至る）	25.00
取締役		西 口 泰 夫	昭和18年10月9日生	平成4年6月 京セラ株式会社代表取締役専務 平成9年6月 当社取締役（現在に至る） 京セラ株式会社代表取締役副社 長 平成11年6月 同社代表取締役社長（現在に至 る）	—
取締役		奥 田 碩	昭和7年12月29日生	平成7年8月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役社長 平成10年12月 KDD株式会社取締役 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役会長（現在に至る） 平成12年10月 当社監査役 平成13年6月 当社取締役（現在に至る）	5.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役		日 沖 昭	昭和17年3月3日生	昭和57年10月 京セラ株式会社川崎事業所長 昭和61年4月 当社入社 昭和61年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成11年8月 当社取締役相談役 平成15年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	417.40
常勤監査役		辻 吉 昭	昭和16年3月1日生	平成9年11月 日本道路公団北海道支社長 平成12年3月 同公団審議役 平成13年4月 財団法人日本道路交通情報セン ター一理事 平成16年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	—
監査役		渡 辺 捷 昭	昭和17年2月13日生	平成13年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役副社長 平成16年6月 当社監査役（現在に至る） 平成17年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役社長（現在に至る）	—
監査役		明 石 靖 夫	昭和19年5月29日生	平成3年6月 京セラ株式会社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成15年6月 同社常勤監査役（現在に至る） 平成17年6月 当社監査役（現在に至る）	—
計					954.35

- (注) 1. 取締役西口泰夫及び奥田 碩の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役辻 吉昭、監査役渡辺捷昭及び明石靖夫の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による、取締役会の活性化及び業務執行の迅速化を図るために執行役員制を導入しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考
えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

①会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

コーポレート・ガバナンスの取り組みといたしましては、平成13年6月に執行役員制を導入し、経営と業務執行機
能の分離を進めるとともに、意思決定の迅速化や権限・責任体制の明確化を図ることにより、スリムで強靱な経営体
制を構築してまいりました。

取締役会は、社外取締役2名を含む11名の取締役で構成されており、法令に定める重要事項の決定機能及び業務執
行に対しての監督機能を果たしております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されておしま
す。各監査役は監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする社内主要会議の出席
並びに当社（支社を含む各部門）及び国内外の子会社への監査により、取締役の職務の執行状況の監査を行うなど、
経営のチェック機能の充実を図っております。なお、会計監査人及び内部監査部門とはそれぞれの監査方針、監査結
果について報告を受ける等、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

また、当社の内部監査につきましては、30名で構成するリスク管理本部が実施しており、経営の効率化、透明性の
向上、コンプライアンスの徹底及びリスクの最小化のために、子会社を含む会社の業務全般を内部監査の対象とし
ております。内部監査により、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて問題
点の改善・是正に関する提言とともに、代表取締役社長に報告する体制を構築しております。

なお、当社は中央青山監査法人による監査を受けておりますが、会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監
査に関与した会計期間及び補助者の状況は下記のとおりであります。

指定社員

業務執行社員 松永 幸廣（8年）

指定社員

業務執行社員 高津 靖史（5年）

指定社員

業務執行社員 味谷 祐司（11年）

指定社員

業務執行社員 轟 茂道（3年）

補助者の人数

公認会計士 19名

会計士補 19名

その他監査従事者 6名

計 44名

一方、コンプライアンスにつきましては、役員及び社員がより高い倫理観に基づいて企業活動が行えるように、守
るべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」を平成15年1月に制定し、社内研修等によりコンプライアンス意識の浸透
に努めるとともに、「KDDIグループ企業倫理委員会」及び企業倫理の申告窓口である「企業倫理ヘルプライン」を設
けて、問題の早期発見・対処を行えるようコンプライアンス体制を整備しております。

当社といたしましては、コンプライアンスの徹底を最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理の向上に全力で取
り組んでおります。

具体的には、昨年4月、リスク情報の一元的管理、コンプライアンス及びお客様情報管理の更なる徹底を図るため、新たにリスク管理本部（同年7月にリスク管理室より本部に改称）を設置するとともに、経営の透明性の向上と適正な情報開示を行うことを目的として「ディスクロージャー委員会」を設けるなど、鋭意コーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでおります。

②会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役西口 泰夫氏が代表取締役社長に就任している京セラ株式会社は、当社の大株主であり、当社との間において、商取引を行っており、取引内容につきましては適宜取締役会にて決議しております。なお、社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

③役員報酬及び監査報酬

（役員報酬）

社外取締役を除く取締役を支払った報酬	324百万円
社外取締役に支払った報酬	14百万円
社外監査役を除く監査役を支払った報酬	22百万円
社外監査役に支払った報酬	<u>37百万円</u>
計	398百万円

（監査報酬）

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	101百万円
上記以外の業務に基づく報酬	<u>4百万円</u>
計	105百万円